

衆議院 第二回 國會 農林委員會議錄

昭和二十三年七月一日(金曜日)

午前十一時零分開議

七月一日
指定農林物資検査法案（内閣提出、
参議院送付）（第二二二号）
馬匹組合の整理等に関する法律案
(内閣提出) (第二二三号)

て、前にすでに御説明申し上げております。前回の御質問に付いては、御了承願いたいと思います。

業を兼営することができない。これは、兼営事業の特殊の観点からさような建前を加えているのであります。が、信用事業を除きましたその他の事業について

あります。同様な趣旨からいたしました
て、農業協同組合連合会の事業であり
ます農業増産に関連いたしますところ
の事業を規定いたしております第十條

(内閣提出) (第二二三号)

競馬法案（内閣提出）（第二二二号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
農業、漁業組合法の一部を改正する件

法律案（內閣提出）（第一〇四号）
食糧確保臨時措置法案（內閣提出）

(第一二五号)

馬匹組合の整理等に関する法律案
(内閣提出) (第二一三号)

○井上委員長 それではこれより会話を引き受けます。

農業協同組合法の一部を改正する法律について質疑を始めます。最初

政府委員より本案についての一應の説明を願うことにいたします。

○打越説明員　ただいま委員長よりは
業協同組合法の一部改正案の趣旨に

きまして御説明申し上げますよう
いう御命令でございますので、御説

申し上げたいと思ひます。

趣旨について御説明では政府委員より御説明を申し上げておるのでござ
る。

に一直到さらには敷衍いたしまして御明申し上げたいと思います。従いま

第一類第九号 農林委員會議錄 第三十二号 昭和二十三年七月二日

業以外の事業を営みます農業協同組合連合会におきましては、その事業は單営でやつてもよろしいということになつておるのであります。急のために御説明を申し上げれば、第十條の第一項第七号の事業、すなわち農村工業に関する施設、その次は第十号に規定しておりますところの事業、すなわち「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般情報の提供に関する施設」この第十号の事業、それから第十一号の「組合員の経済的地位の改善のためにする團体協約の締結」に関する事業、この七号、十号、十一号の事業は單営でやつてもよろしいし、兼営でやつてもよろしい、かようするに相なつておる次第であります。

以上大体の趣旨の御説明を申し上げた次第であります。
○井上委員長 それでは質疑にはいります。八木君。
○八木委員 総合設立の進行の状況について資料をいただいておりますが、一應御説明を願いたいと思います。單當組合の想定数、大体いくつに対しても何割あるか、連合会は大体どの程度進行しておるか、組合設立の進行の状況を承りたいと思います。おおざつぱな数字で結構です。

○打越説明員 ただいま農業協同組合の単位組合につきまして、設立の進行の状態はどういうふうになつておるか、大体のところを述べてくれといふことですが、正確のところでは五月十五日現在で調査した各都道府県の農業協同組合の数をとりまとめたのがござります。これは全國において大体二万二千に近い数になつておるのであります。その後六月十五日現在におきまして、各都道府県の数を御報告いただきましたして現在集計中でありますべつ、「一、三の縣を除きまして、大体一万五千を少しづかり超えておるようであります。この数字はすでに都道府縣の方におかれまして認可をいたした数であります。かおそのほかに創立総会を済ましたもの、これは相当あるのでございます。かおそのほかに創立総会を済ました後で、すでに認可をいたしております。かような現状になつております。すでに発起人会を開きました數は、正確なところはわかりませんが、六月十

五日現在二万を越しております現状でございます。従いましてその数は今後も相当にできてくるのではなかろうかと存じます。なおこれが各町村におきましてどのくらいの比率になるかといふことでございますが、その点についてはまだ明確な統計をもつてただいま説明申し上げるところまでまいつておりますが、相当の町村におきましてこの単位農業協同組合は普及いたしております。かような現状になつております。

○八木委員 単位組合の設立状況は順調に進行いたしております。その設立はまつたく自由なる建前に基く農業協同組合の単位組合がすくすくと成長いたしまして、連合会組織をつくろうとする矢先にあたつて、突然連合会の設立を中止せよというような指令を電報をもつて発しておるといふ事実は、先般農林大臣も認めておるのであります。五月十四日の電報を出された動機がどこにあつて、その電文は全國の都道府縣知事に向つて発したかどうかといふ事実、私の調査の範囲では全國府縣に発したように認めますが、その事実を承知したいのであります。それから電文は連合会の設立を中止せられだし、但し信用事業を除くといふような電文と承知しておりますが、その電文を聽かせてもらいたい。

○打越説明員 連合会の設立を一應中止するようといふ電文を全國の都道府縣の方に発したかという御質問でございますが、この点はすでに書面をもつて御回答申し上げておりますよ

うことは、当初打ちました電報の中に仰せのこととくさよう打電いたしておるのであります。なおこの点は、すでに書面をもまして御説明申し上げておりますように、その後数日を経て、信用事業を営みまする連合会とも併せて一時設立を差控えるようになります。いうことは、これを解除いたしたことには相なつておるのでございまして、これも電報で打つております次第であります。

の内容を説明すると「う」といたし

承願します。

卷之三

程度の時間のずれがございまして、國

めに、公正かつ計画的に生産数量及び

れで計画がはずれても大丈夫だ、こう

5

た。それでは開会しておる國会を無視しておる、この措置をとつするか。責任は國会にある、法律施行の全責任は全部つしむが負う、二つ國会に尋ね頃

吉村（本食）この国会は毎回、要を会わしておる大臣から何も話がなく、大体の話がついたからこれを行政

院として地方に指令するというに至つては、これは國會に対する、憲法の七十三條に対する責任をどう取つしむか。

一三種の文書を作成すると、思われるが
ということになります。

たように、政府の提出したこの改正案を國会で否決になりました場合には、

和じなくては國全の決定通りに従つ
つもりであります。しかしその間にお
いて混乱を避けまするため準備的措置

を行政上いたしたのでありますて、これが効果あるものとして私どもは実施して貰つてはいいのをうなづいてます。

した覚悟はないのです。お詫びを
でも本法案が通過した後ににおける混乱
を避けるための準備的措置であります

て、もちろん最高の意見である國会の御決定に反するつもりはないのであります。

○八木委員 準備的措置として一箇月も五十日間も國会に対し何らの連絡

もいとことはどういうわけですか。

て永江國務大臣へ私から申し上げましたのは、それを受けましたけれども、それはあくまでも行政官として私は受け

ました。その趣旨に應じて法の改正をいたし、一應行政廳として關係方面と

話を続けて、成文化する間が相当時間がかかつたのでありますので、一應の成文化とは、ムニルヒーでは

國会側にその趣旨を説明する時期には、
至つておらなかつたということを御了

○八木委員 成文化して五月十五日に
は仮改正案として系統行政機関に全部
配つております。その後準備的何々を、
どう説明されても、この間の、誠意をもつて
法律を誠実に施行するその誠実さといふもの
は私は認められない。それでもなお誠実に法律の施行に当つておるというの抗弁されること
になれば、はつきりと責任問題について
私は動議によつてこの見解を明らかにいたしたい。
○永江國務大臣 私はあくまで法律を誠実に実行しておるつもりでござります。
○八木委員 先般委員長は、この問題を委員長より發言を許すという委員会の動議がありましたが、あれから今まで幾日経つておるか。その間まだ何ら説明をしておらぬ。この事実をもつても私はこの問題に対する誠実がなく、いたずらに某方面の力を借りて、独善的行政をいたしておると言わざるを得ない。あれから幾日経つておるか、この間に書面をもつて説明したとか、この間に書面をきていない。これをどう思うか。

程度の時間のずれがございまして、國会に出ない先にいろいろ協同組合法の一部の改正ということが宣傳せられてきたことも私は認めております。ナベで新聞に出ない何時間前にまず國会に出るに付けては、やはり政府としては開議決定後さなければ正式にできないのであります。そういうところの間に新聞にお詰りするという手続を踏みますのは、やはり政府としては開議決定後さへは、やはり國政府としての責任を負うということは、非常に困難であるうと 思います。

○八木委員 私が最後にお尋ねした高見は、委員長が警告を発してからなかなか手続に対する処置のないのを、單なる手続だということを済ませるつもりか。私は單なる手続じやない、まつたく大臣が誠心誠意、誠実をもつてこの問題について國会に当られる意思があるならば、当然今まであつてしかるべきだと思ひますが、処置なしに今日まできたのを、手續がどうのという言葉で逃げられておりますのは、承知できません。どういう手続の違いがありますか。

○永江国務大臣 先ほどの本委員会におきまして、委員長から確かに嚴重な警告は私は承わっております。その警告に反しないように、私は今後注意してやります。

○井上委員長 この際特に食糧確保臨時措置案に対しても、國会に付けておきます。私どもも食糧確保臨時措置法の根幹とも考えられるところの主要食糧農産物の生産及び供出を確保するた

めに、公正かつ計画的に生産数量及び供出数量を割当てるということでござりますが、実はこういうことが目的で計画的に生産をして割当をやることになりますたためには、その計画が科学的根拠をもつておらなければいけない。こういうことは申すまでもないでございますが、科学的根拠といふことになりますと、いかよろしく歩いたしましても、農生産物というもののは、御承知の通り、本人の計画だけでは、本人がいかに万全を盡しまして、天氣の都合その他氣象風土の關係で計画通りにまいる。農業といふものは無計画性のものである。本人は計画しても、收穫の上においては実は計画が計画通りに行われないものである。こういうことを前提とされなければならぬのであります。その点に対する意見はいかがでござりますか。

それで計画がはずれても大丈夫だ、こういうおつもりでございましょか。そこでございますと、この法案といふものは、最初からなか／＼計画通りに行かぬものだということを前提としてやられたのでございましょうか。それとも計画通りに大体行くはずであるが、特殊な場合のみに各條文に規定されてある風水害とか虫害とかいうものに対する補助規定によつて補助していくといふ考え方でありますか、どちらが基本線でござりますか。

○永江國務大臣 今お尋ねの後段にお述べになりましたような趣旨で、私どもはこの法案を提案いたしております。

○細島委員 さようございますと、この法案が、基本線としては、大体計画通り行われる、特殊な場合のみ救済方法を行わなければならぬ場合が起るということが前提であるといいたしますれば、計画の数量というものは、従つて非常に低い数量でなければならぬ、大丈夫という数量でなければならぬ。こういうことになつて、實際はこの目的に指示されていることについては、結果の上では非常に低い数量を割当しなくてはならぬ、そうをなすればこの法律の本旨に割わない、こういう結果になるのじやないでしようか。

○永江國務大臣 大体計画の中でも、最も重点がありますのは、供出数量の割当ということになるだろうと思いますが、そういう場合には、絶対量がかなり三千万石ある、これは絶対に割つてはいかぬというような考え方をなるべくもたないような方向において、縦

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at mhwang@uiowa.edu.

昨日もお答えしたと思いますが、個々の消費者に対する配給基準量といふものは、「應今の日本の特殊情勢においては、一應だけはどうしても國內においてきまるものであります。それに対しても農作物でどちらばならぬという、その絶対量の線をあまり強く押します」と、どうしても供出割当が無理なことになつて末端に参りますから、これは最後には政府の責任において、中央の委員会の諮問によつてきめますが、事前にやはり末端から漸次ピラミッド型に積み上げてまいりました資料を基準として、できるだけ決定をするといふような方法で行こう、こう考えております。

いうことのないよう、事前に生産農民自身の意見を徹しまして、委員会においても民主的に運営されるという精神がこの法律の精神でありますから、そういう保有米についてはまず確保するということが妥当であります。そこで、その立場からこの法を施行するとして、その考え方であります。

○細島委員 これを法文化することと実は必要でございまして、実際百姓はいくらそう言つてきかしても、それはというわけで裸供出を事実上はやるのです。そこでここを農民の実情に副るように立法したいというのがわれらの趣旨であります。それに対して、ナーラかじめ実情に副うためにそのことを法文の上に明らかに示す、こういうことが必要であると思つておるわけであります。

○永江國務大臣 その点は政府は供出をお願する側でありますし、供出せられる側等におきまして一致しておるのをあります。が、ただ立場が違うものですから、やはり供出をされる側におても、もちろんそういう御意見を明瞭ににしておきたいという御趣旨のあることは了承しておりますが、この点委員会におきまして御決定になりまつたらば、私どもはあえてこれに反対するものではありません。

○細島委員 終りました。

○八木委員 今関連質問だと思つては慮しておりますが、私の質疑を終してよろしいでしようか。

○井上委員長 ちよつと待つてください。一應これで食糧確保臨時措置法に対する質疑の通告は全部終りました。従つてここで委員長は質疑を打ちたいと思つておるのであります。

皆さんにお詰りいたします。
〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者
あります。
○井上委員長 食糧確保臨時措置法案に対する質疑
を打切ることに賛成の方は、御起立を
願います。
〔賛成者起立〕
○井上委員長 起立多数、それでは食
糧確保臨時措置法案に対する質疑を打
切ることに決定いたします。
○井上委員長 引継いで農業協同組合
法の一部を改正する法律案について八
木君の質疑を許します。
○八木委員 大臣の責任に関してもう
一度伺つておきたいと思います。
大臣は先ほどこの法案が通らなければ
ばという前書きの御言葉を述べられま
したが、本法案が振りつぶしになる、
あるいは否決になる、あるいは修正に
なるという場合がありまして審議未
了に終つた場合においては、大臣はどう
いう責任をとられますか。
○永江国務大臣 その際は、この準備
的な処置をいたしましたことを全部事
務的に取消します。
○八木委員 単位組合の設立状況から
見まして、単位組合はきわめて民主的
に、きわめて合理的につけたにかけて
おるということをその筋で認めており
ますし、われくもさようちに承知して
おります。農林当局もこれを認めに
連合会の形が、まだできてもいい今
日、ことさらなに七つの型にはめていこ
うという意図は、先ほどの説明ではわざ
とし

かりかねるのであります。もし言ふが
ごとく、独占禁止法によつて集中排除
にあたるというような事業内容をもつ
てできた連合会の事業内容が、さうよ
な内容に触れたときに、その事業内容
にタッチしていくならばともかく、自
由設立になつておる組織そのものを、
ことさらに一定の型にもつていかなければ
ればならぬというところに疑問がある
わけであります。この点はどう解釈し
てよろしいのでありますか、伺いたい
のであります。

○永江國務大臣　お尋ねの趣旨が私に
徹底しなかつたのかもわかりませんか
ら、お答えいたしまして、そうでな
ればまたさらにお尋ねを願いたい。七
つの部門にわけまして、府県で連合会
をつくるということは、しばく説明致
しておりますようだ。独占的な撲滅に際
らないためであります。しかもその事
業の運営におきまして、事実協同組合
が発足したばかりであつて、それを充
成強化する上において、生産農民諸君
が自発的につくつだものである。従つ
て自由奔放に積極的に、さらに強力に
この組織を強化せしめる上において、
発足まことにかような抑制を加えるが
ごとき、寸断するがごとき機構を考え
るということは妥当でないという御見
見は、一應ごもつともだと思ふのであ
ります。しかしいろ／＼わが國の現下
の特殊情勢からいたしまして、この農
業協同組合といふものが、できるだけ
都市の経済から圧迫を受けないよ
うに、農村の特殊事情を守りまして、農
村経済の確立をいたしますためにも、
できるだけ法的にもその他の面からも
政府はこれに協力援助を與えるといふ
ことは当然のことと思いますが、でき

ました法規の原則であります協同組合法を、実施直後にがよくに改めるなど、うことにについては、いろいろな事情もありまして、私どもはこの点ははなはだ遺憾に思つております。しかしながら政府の意図のありますところは、さくまでも協同組合の健全なる発展を願しておりますのであります。個々の文におきまして、いろ／＼御意見はあるうと思ひますが、この法規の改正の趣旨は、しば／＼申し上げるように、協同組合の育成強化ということに重点をおいておりますが、これが農村のいろいろな仕事の上における独占的な害に陥らないために、かような処置が必要と考えたのであります。

のま與いりいと処 そはな墨出で計賀城へ重なを奪いを助ひの謀心めかはがい日
180)

○永江國務大臣 読立は待たせよ。もうつくつちやいけないということまでその筋からの話がないのでありますか。

○水江國務大臣　その点は實はいろいろ折衝しておるのでありますて、これは今までの経過については、ある程度私は本質までら筋については御了解を願うよう、速記を止めまして申上げたのでござります。それ以上にい

くられまゝ場合におきましては、その設立を認めておるのでございますが、現在の段階におきましては、各都道府県におきまして、大体四つなり五つの部門にわかれまして、相当な数の設立が進行中であるように存せられます。

○八木委員　連合会の兼営を認めないと
いう点を、改正案によりますと「そ
の事業の目的を達成するためこれに
関連して行うことを通常必要とする範
囲でして、いただきますことは、
最も妥当だと考えております。

るという場合も当然起つてまいると思うのであります。が、その掛賣りいたしました場合に、一部それを貸付の証拠金をとる貸付金の形で整理をする、といふ場合が起つてまいるであろうと思ふのであります。さような場合におき

ハサウエイ 具体的に言へば改正を予想しておるような形態の連合会も現にできようとしておる。下から盛上つて

すれば、本問題については祕密会等においてお尋ねを願つた方が徹底すると
思いますが、一應今まで二度速記を止

して、富士山の方に認可の申請をしてま
いつておりまするものも若干あるわけで
ございます。この点につきまして、目

常にこみ入った表現で書いてあります
が、これに随連して行うことを通常必
要とする範囲を、相当廣範囲に求めて

すならば信用事業ということにも相応のものであります。さようなことはこの購買事業を営みまする事業に当然関

できつたる。それも待てということにしておきますから、そこがわからなくなつてくるのでありますと、一律一体に全部待てということをなげしめなければならなかつたか。私の見解ならば自然にできる姿を見て、今の単位組合がその筋の了解を得、りつばな組合だといふお質めをいただいておるよううに、連合会は自由設立でありますから、自然育成と相まっていけば、これもその筋の了解納得のいくようなものが当然できるのではないかと思うのであります。が、その点についてもやつちやいけない、こういうことを受けたか受けないかといふことをお聞きしたい。

めまして申し上げたことの線において
御了承願いたいと思います。

○八木委員 やや了解をしてまいりま
したが、そこで通告会にもいろいろな
ものが出てくる、それは二十九日以後
認めつつある。この事実をもつて八月
ごろまで進めていったのでは、前身で
ある農業会の資産処分等の関係から行
詰つてしまふ、どうしてもここで改正
しなくては打開の途がなくなる。こうい
う見解に立つが、私はその見解に立
てないのでそこを一つ伺いたい。

○永江國務大臣 先ほど申し上げて
おりますように、委員会並びに本会議
におきまして、政府提出の本案が否決
になり、あるいは修正になりました場
合には、その國会の御決定通りに私ど

下その内容について、この法令等に違反する不満な点があるかどうかといふ點を審査をいたしておるのでございますが、さような手続の上におきまして過誤がありました場合におきましては、これをどしどなるべく早く認可をいたすことにして、それによりまして農業会の解体によります農業会の資産も協同組合に移る、こういふ点を円滑にして、農村におきます経済のスムースな移り變りとなるべく促進したい、かように考えております。

いくならば現行法において、現在の認可方針に基いてりっぱにやれる、指摘をうける心配はない、という見解を私はもちますが、この今あげました「事業の範囲」を具体的に説明を頼みたいと思います。

○打越説明員　この改正案におきまして、関連する業務はどういう範囲であるかというお尋ねでござりますが、これは、今度の改正案によりまして、販賣購買事業はそれなりに分離してやつてまいることになりますので、この建前をとります限り、それに関連しましては、事業は一體行えない、こういうようになりますが、それと相なるのであります。そこで

連してくる事業としてやつてもよろしい。かようなことが考えられる次第であります。なおもう一つ例をとつて申上げますならば、販賣事業を営みますから、その連合会におきまして、その販賣事業を営みますために必要ないろいろな施設を協同購入するという場合もあると思うのであります。たとえば乾燥事業を営みまするところの販賣組合がおきまして、それに必要ないろいろな器具その他のものを買いまして、それを所属農業協同組合の方にわけけてやる。それはまた乾燥事業をやりまするところの販賣事業を円滑に進ませるゆえんでもあるうということにもなりますので、それは一部購買事業といふことになりますけれども、

〔速記中止〕
○井上委員長　速記を初めて……
○ハ木委員　だんごくわかつてきました
た。その法律は改正しないで、指導精
神というか國家方針というか、認可方
針というか、これに合つた連合会は現
在の法律で認可していくんだから、
このままおいても必要なものは認可し
ていく。こういうことではその筋の納
得は得られないでしょうか。その点に
ついての折衝をいたしましたんですかどう
か伺いたい。

○八木委員 二十九日以後の連合会設立認可の方針がきまつて、その後のいわゆる連合会設立の状況がここで審査の対象になると思います。その連合会設立機運と申しますか、設立の状況を説明願いたいと思います。

○打越説明員 連合会設立の進行状態について、現状はどうかというお尋ねでございますが、先ほど大臣よりお答えを申し上げた趣旨に副いまして、五月十九日以降その線に沿うて自由につ

○打越説明員 その点につきまして、連合会の設立の進行の状態と、都道府県におます農業会の資産の処分との関連は大きな問題になつてまいりるゝのであります。が、私どもはやはりこれははつきり國会の審議を経ました法的根拠に基いてやることが最も妥當だ、かようにも考えておりますので、この資産処分をいたします場合の、法的根拠を明確にすると、一、建前からいたしましても、この法律改正案に関する國会の方の御審議を、改正案の趣旨

は、一面占禁の精神からさよくな改正をいたすようにいたしましても、またその連合会の事業の発達を阻止するようなことがあつてはならない。かような趣旨からいたしまして、この一部関連する事業についてはそれを兼営としてもよろしい。かようなことに考えておるのであります。その例をとつて申し上げますならば、たとえば購買事業を営みまする連合会におきまして、所属農業協同組合に対しまして購買品の配給をする、その場合に掛賣りをす

れもその販賣事業に関連した事業と、でやつてもよろしい。かよくなふうにいたしたいというふうに考えておるが、あります。その他各部門につきまして、それに関連した事業をそれべつやり得るということにいたしまして、この分割からまいりますところの弊害をできる限り少くいたしたい。かように考えられておる次第であります。

第一類 第九号	農林委員会議録 第三十二号 昭和二十三年七月二日
設立は待たせよ、もうつくつちやい ないということまでその筋からの話が あつたのでありますか。	○永江國務大臣 それは先ほど速記停 止をお願いいたしまして申し上げた範 囲でお考えを頼つておきたいと思いま す。
○八木委員 具体的に言え改正を予 想しておるような形態の連合会も現に できようとしておる。下から盛上つて できつある。それも待てということと にいたしておりますから、そこがわか らなくなつてくるのであります。一 律一体に全部待てといふことをなせし なればならなかつたか。私の見解な らば自然にできる姿を見て、今の単位 組合がその筋の了解を得りつばな組 合だといふお賞めをいたいでおるよ うに、連合会は自由設立でありますか ら、自然育成と相まつていけば、これも いけない、こうしたことを受けたか受 けないと、いろいろ話を聞きしたい。	○八木委員 まだ筋については御了解 を願うように、速記を止めまして申し 上げたのでございます。それ以上にい ろいろな経過についてお尋ねがありま すれば、本問題については祕密会等に おいてお尋ねを願つた方が徹底する と思いますが、一應今まで二度速記を止 めまして申し上げたこととの線において 御了承願いたいと存ります。
○井上委員長 速記を初めて……	○八木委員 やや了解をしてまいります したが、そこで連合会にもいろいろな ものが出てくる、それは二十九日以後 認めつてある。この実事をもつて八月 ごろまで進めていったのは、前身で ある農業会の資産処分等の關係から行 詰つてしまふ、どうしてもここで改正 しなくては打開の途がなくなる。こう いう見解に立つが、私はその見解に立 てないのでそこを一つ伺いたい。
○八木委員 だん／＼わかつてきま した。その法律は改正しないで、指導精 神というか國家方針というか、認可方 針というか、これに合つた連合会は現 在の法律で認可していくんだから、 このままおいても必要なものは認可し ていく。こういふことはその筋の納 得は得られないでしようか。その点に ついての折衝をいたしたんですけどどう か伺いたい。	○永江國務大臣 その点は実はいろいろ な折衝しておるのであります。これ は今までの経過については、ある程度 は今までの経過については、ある程度 あつたのであります。
〔速記中止〕	○八木委員 二十九日以後の連合会設 立認可の方針がきまつて、その後のい わゆる連合会設立の状況がここで審査 の対象になると思います。その連合会設 立機運と申しますか、設立の状況を 説明願いたいと思います。
○打越説明員 連合会設立の進行状態 について、現状はどうかというお尋ね でございますが、先ほど大臣よりお答 えを申し上げた趣旨に副いまして、五 月十九日以降その線に沿うて自由に	○永江國務大臣 その点は実はいろいろ な折衝しておるのであります。これ は今までの経過については、ある程度 あつたのであります。

くられます場合におきましては、その設立を認めでておるのでござりますが、現在の段階におきましては、各都道府県におきまして、大体四つなり五つの部門にわかれまして、相当な数の設立が進行中であるよう存ぜられます。すでに最後の創立総会の手続まで終まして、官廳の方に認可の申請をしてござりまするものも若干あるわけでござります。この点につきまして、目下その内容について、この法令等に違和感がありますが、それをどうかといふ点を審査をいたしておるのでございまして、さような手続の上におきまして過誤がありません場合におきましては、これをどしきなるべく早く認可をいたすことにして、それによりまして農業会の解体によります農業会の資産も協同組合に移る、こういふ点を円滑にして、農村におきます経済のスムースな移り變りとなるべく促進したい、かように考えております。

によつてしていただきまることは、最も妥当だと考へております。

○八木委員 連合会の兼営を認めない、という点を、改正案によりますと「その事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲において」はよろしい。こういう範囲においては現行法において現在の認可方針に基いてりつぱにやれる、指揮をうける心配はないという見解を私はもちますが、この今あげました「事業の目的を達成するためにこれに関連して行なうことを通常必要とする範囲と」いう、兼営の範囲の事業を具体的に説明願いたいと思います。

○打越説明員 この改正案におきまして、関連する業務はどういう範囲であるかというお尋ねでござりますが、これは、今度の改正案によりまして、販賣購買事業はそれ自体分離してやつてまいりますことになりますので、この建前をとります限り、それに関連しません事業は一際行えない、こういうようなことに相なるのであります。それで、申しますならば、たとえば購買品部関連する事業についてはそれを兼営してもよろしい。かようなことに考へておるのであります。その例をとつて申し上げますならば、たとえば購買品業を営みます連合会におきまして、所属農業協同組合に対しまして購買品の配給をする、その場合に掛かります

るという場合も当然起つてまいると想うのであります。また場合に、一部それを貸付の証書をとる貸付金の形で整理をする、といふ場合が起つてまいるであらうと思ふのであります。さうな場合におきまして、これはやはり形式論から申しますならば信用事業ということにも相なるものであります。さうなことは、この購買事業を営みまする事業に当然關係連してくる事業としてやつてもよろしい。かようなことが考えられる次第であります。なおもう一つ例をとつて申上げますならば、販賣事業を営みまする連合会におきまして、その販賣事業を営みまするのに必要ないろいろな施設を協同購入するという場合もある。たとえば乾燥機械を購入するなどのあります。なほ、それはまた乾燥事業をやりまするところの販賣事業を団体に進ませるやうな器具その他のものを貰いまして、それを所屬農業協同組合の方にわけてやる。それはまた乾燥事業をやりまするところの販賣事業を団体に進ませるやうな器具その他のものを貰いまして、それを所屬農業協同組合の方にわけてやつてもよろしい。かようなふうにいたしたいと思います。その他のものも貰いまして、それもその販賣事業に関連した事業といたしてやつてもよろしい。かようなふうにいたしたいというふうに考えておるのであります。その他各部門につきましては、それに関連した事業をそれへやり得るということにいたしまして、この分割からまいりますところの弊害をできる限り少くいたしたい。かように考えられておる次第であります。

合に譲渡する点につきまして、なおも

う一点は、農業協同組合連合会の設立

に関する緊急質問をいたしたいということ

を申し出ておきました。本日農林大臣

が見えられましたから、優先的に二、三

の点について質問いたしたいと思いま

す。もう八木委員より私の伺いたいと

思つた点についてある質問があります。

したから、その点は省略いたします。

先ほど農林大臣は、もし今度の法案

が、第十條の改正が否決されるといら

が、現行法でいくといふことを言

われております。もちろん否決した場

合には現行法でいくよりほかなかろう

と思ひます。それが、現在各市町村の農業協

場合には現行法でいくといふことを言

われております。もちろん否決した場

合には現行法でいくよりほかなかろう

と思ひます。それが、現在各市町村の農業協

場合には現行法でいくといふことを言

われております。もちろん否決した場

合には現行法でいくといふことを言

われております。もちろん否決した場

合には現行法でいくといふことを言

迷惑をしております。今になつて急い

でこれをつくるておるという現状で、

非常に迷惑を來しておるのであります。

いかに行政措置としても、こうし

た輕率なる措置をとるということは、

これはほど慎むべきではないかと思

うのであります。先ほど協同組合の係

官から言われたように、関係当局から

も関係当局といふことで、すべて指令

を発するとかあるいは通達して、それ

によつて行政措置をとるということば

かりになつてはいけないと思う。もう

すでに三月一ぱいまでには、ほとんど

協同組合は各町村にできておる。して

みれば、すぐに連合会の設立をしてよ

うふうに分類されて、これがばらば

らになつていくといふことになると、これ

して出資しなければ、その連合会の機

能を発揮できぬ。その出資たるや非

常に莫大なものになります。一町村農

業協同組合の出資といふものは大体

きましても、こうしたばらくに分類

されると、これがばらばらになつて

あります。こういう点については、

あるいは他の經濟團體といふようなこ

とで、縣連合会二本達でいくといふ

うのが最もいいことだ、こう思つてお

つた。ところがこうじた関係当局とい

うような言葉から、ついに私どもは抑

えつけられた感がありまつて、非常

にこれは迷惑をしているわけあります。

そこで、この場合において出資の

関係は、今言つたように、これをばら

ばらにする非常に困るといふこと

が、いま一つは、もうすでに協同組合

はできておるのだから、農業会から資

産の処理もできるのだから、両方

が話合いでもつて、才で資産の処理

はいつでも引き継げるというにもかかわ

らず、これも関係当局の関係でできな

いといふことに押しつけられておるよ

うであります。聞くところによると、

政令を近く発するといふことを言われ

ておるが、これも六月十五日ころ、中旬

には出ると言つておつたのが、今もつ

て出ない。まことに町村農業協同組合

としては困つておる。そういうよう

に何でもかでも関係当局に結びつけて、

これを押しつけておいて、今になつて

政令を近く発するといふながら、その政令す

しては困つておる。そういうよう

に何でもかでも関係当局に結びつけて、

見があらうと思ひます。この点は御

了承願つておきたいと思ひます。ただ

つては帳簿價格だけでもくまい人

価格といふようなお話をございました

が、ただいま政府が政令として考へて

おりました趣旨は、帳簿價格よりやはり

にこれは迷惑をしているわけあります。

そこで、この場合において出資の

い協同組合の役員の三者が一体となつ

て、この引継体制によつて、いつでも

どちらにしてもこれを早く資産処理委

員と、それから農業会の役員と、新し

い協同組合の役員によります。

○坪井委員 そういたしますすると、か

なりました場合には、そこに相当の剩

余金が出てくるのではないかと考えま

すが、政府はその剩余金を政府に没収

するという、いわゆる政府の所得にせ

んがために時價の價格で算定され

て、政令を今度つくつておる。こういう

に私には考えますが、そういう

うまで法制局でその政令案を審議中で

あります。それで帳簿價格だけでもくまい人

価格といふようなお話をございました

ものは公定價格を尊重しなければいけませんし、また公定價格のないものにつきましても、なるべく公定價格に準ずる價格というようなことでもいる、さような資産の評價につきましては、農業会でできまする資産処理委員会で十分慎重に研究してやつていただき方針で、目下立案をいたしておる次第であります。従いまして、時價で処分いたしました場合に、相当利益が上るぢやないか、その利益を國家に返納するところが起りはしないかといふお尋ねのようにも考え方ますが、この点は金融再建整備法にあります新旧勘定の分離をいたしておる場合の政府の補償の場合に関連した御質問だと思いますが、この点については御意見の中にもございましたように、さような場合には、てはまだはつきりいたしておりませんが、なるべく新しい農業協同組合の方に移してまいる。政府の方にはその利益をそのまま返さなくともよいということにいたしたいと思いまして、目下政令の中ではさような趣旨で立案をいたしておるのでございます。最後の決定についてはそこに多少の関係問題が残るので、政令として決定いたした上でなければ明確なことは申し上げられませんが、現在折衝しすぎるところでは、今申しあげましたことく、その点を円滑に処理してまいりたいと考えておる次第であります。

とにもなつてくるし、結局農業協同組合の基礎もそれによつてくるんであります。ことにもなりますので、過去においての農業会が放漫と言いますか、とにかく出資がとんでもしまつたようになります。出しても補償をしてもらうことになつておることは事実であります。今なおほとんど現金をもつておる農業会は少い、ほとんどこれは資産として購買、販賣等のいろ／＼雑品等に相当あると思う。こういう結果に鑑みて、今後はたしてこういう出資を多めにすることはどうかと思う。それについてはある程度私は國家が補償とか、國家がとにかく新しい農業協同組合をつくつて、農村の再建をはかるというときにおいては、当然國家がその負担をしてもいいと思う。それにつけましては、今までは中金がありましたが、今度は農業復興金庫でもつくつて、たゞ早く農山漁村に融資をしてもらつうことです。今まで私どもは要望しておられたのですが、聞くところによると、どうも農業復興金融金庫といふものはどういが悪い。なおまたそれをかたして、やむを得ぬから農山漁村はついて、融資の機関で四、五十億あるのは五、六十億というものを本年度政府は認めようと言おれるが、これは聞くところによると關係方面でだめだということになつた。そういたしますと、農業手形等の一時的のものならいいけれども、それだけでは農村の金融とうものは間に合わないと思う。私は農業界の資産と同時に、結局新しい今晚の協同組合の新発足、なお連合会をつ

くる上においてはどうしても相当の資本が必要だと思う。いわゆる復興金庫は一千三百五十億にしてしまうと言つておきます。少くとも五百億か六百億の資金がなければ、今後の農村の復興はできないと思う。しかるにそれが全部關係当局からいけないと言われたとか、あるいは政府は何らかの方法と言われただろうが、何らかの具体的な方法をもつておるかどうか。これについてどうしたら農村の金融の目鼻をことにつけていくかということについて、私は農林大臣から伺いたいと思います。

○永江國務大臣　速記をやめていただきたい。

○井上委員長　速記をやめて……

〔速記中止〕

○井上委員長　速記を始めて……

○坪井委員　農林大臣の農村の金融についての御努力に対しては深甚の感謝を申し上げます。どうか職を賄してもこの問題を解決するように特にお願いいたします。

次に農業協同組合連合会の設立に関する件であります。時間がありませんから、ちよつとお伺いしておきます。八月十四日まで大体農業協同組合が解散になる。それまでに全部つくつてしまわぬ方がよいではないか。なるべく準備態勢を整えてやるようにと言われますが、こういう情勢下にありますと、なかなかそう手解くいかないと思う。そこで結局その後において、そこにすればができない。空白ができる。これらの空白に対する補償の義務があると思うが、これらに対する点に

井上委員長 速記をやめて

ついて伺いたいと思います。
○末江國務大臣 その点は実際問題として政府が補償するということは困難であります。
○坪井委員 以上で打切れます。
○井上委員長 午前の質疑はこれで打ち切ります。午後三時から別の部屋で質疑を行いたいと思います。
なおこの際ちよつとお詰りしておきますが、ただいま競馬法と馬匹組合整理等に関する法律案が上程されましたので、この二件を午後に審議いたしたいと思います。協同組合の方の審議はあと回しにいたしたいと思います。さよう御了承願います。
それではこれで休憩いたします。

函館、福島、新潟、中山、東京、
横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎
の十一箇所とする。

の十二箇所

第三條 國營競馬の開催は、競馬場ごとに、年二回以内とする。但し、

に因り、一競馬場において年二回開催することができないときは、

その隣接競馬場において、年三回開催することができる。

2 阪神競馬場及び宮崎競馬場において競馬の開催ができるまでの

間、京都競馬場及び小倉競馬場においでは、第一項の規定にかかるわ

らす、年四回國営競馬を開催することができる。

3 前二項の競馬の開催日数は、一回につき、八日以内とする。

(入場料)

きには、入場者から、三十円以上

(昭和二十三年法律第
の規定による入場税及び入場税附
号)

加税を含めた入場料を徴収する。

千人以内の限度において無料入場を許可することが考へる。

2 政府は、前項の規定により徴収した入場税及び入場税附加税は、

これを当該地方公共團体に交付しなければならない。

3 地方税法が制定施行せられるま
での間、第一項中「地方税法（昭

和二十三年法律第一号」とあ

第四十四号」と、「入場税及び入場

「税附加税」とあるのは「入場税」と

合に對して優先的な讓渡を認めるといふことは、当然でもあり、かつ、協同組合の健全なる発達を期する上からも必要と存ずるのであります。

以上簡略でありますが、本法案の該する内容について申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことを御願い申上げます。

○井上委員長 私の不徳のいたすところから、皆さんにたいへん御迷惑をかけましたが、できるだけ委員各位の発言は尊重いたしまして、審議を円滑に進めたいつもりでありますから、何卒御協力願いたいと思います。

本会議の都合によりまして暫時休憩いたします。

ければならない時代であることをすな
言うまでもないことあります。かかる
る社会情勢下において、一体この経済
的秩序の基礎になつてゐるところの、
労働による財産の取得といふ社会道徳
的一般原則に反する競馬を認めなければ
はならない、あるいは國家みずから行
わなければならないといふ一層重要な
立場の社会的立場に立ちたがります。

高度の目的は馬の改良と、財源の捻出と、健全なる娛樂であると言われました。しかしながらこの競馬によつて馬がどうして改良増殖できるか、私をじて言わしむるならば、この競馬を施行することによつて日本の畜産、特に馬産は破壊されるものであると思います。なぜならば、現在行つてゐる競馬に出て、る馬の重類を見ればアラブ系

ておりますが、競馬がどこに健全ですか
あるか。現在競馬に行く者はほんとう
にまじめな人ではない。いわゆる競馬
ファンなるものの低下は戦時中以上に
低下しておりますて、一種のころつき
の集りとさえ社会からは指弾されてお
る状態である。またその開催の機会に
傳聞賭博が出たり、あるいはのみ屋が
横行しておることは、農林省の資料の

○永井委員長代理　この際お詰りいた
上存じます。井上農林委員長の

午後六時二十三分開議
○井上委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○規範(二)政府委員 現下の情勢におきまして競馬をあえて認めんとする社会的理由についてのお尋ねであります。が、御承知のように競馬は三つの大きな目的をもつております。

その一つは馬事の振興、廣く言いますれば、畜産振興を目的としております。第二は國家收入をもつて、國庫

とサラブレット系だけではありますが、がくのごとき馬が一体日本の畜産年鑑
年計画にどれだけ必要としているか、ほとんど要らないのであります。現在
日本は戦争を放棄して、これから馬を
必要とする面は競馬と農耕馬であります。
競馬のごときものは日本の産業には
は害あって益のないものであります。
寺に平和寺においてもまた戦争に

提供によつても、いかに競馬場における犯罪が多いかを明瞭に示しておるところであります。従つて私は競馬が決して健全なる娯楽とは思いません。従つて政府の言いますところの馬の改良増殖といふ高次の目的といふものは決して賭博行為を否定するだけの高次のものでは断じてないばかりではなく、健全なる娯楽といつても、やはり賭博

「異議なし」と云ふべきで、本案を議題といたします。提案者廣田君の意見を許します。——提案者久松君のようありますので本案を採決いたしたいと存りますが……

「それは待て、そんなむちやなこ

も異存のないことだと思います。特に勝馬投票券の発賣を伴う競馬は、一種の賭博行為であることは一点の疑いもない問題であります。刑法が賭博行為を処罰している理由は、経済的秩序の基礎になつてゐる労働による財産の取得という社会的道義的原則に反する行為であるから、処罰するのであることは刑法学者の通説であります。この社

第二の國家收入をもつて、この財政的援助をする。國の財政收入の増加をはかる一つの方法としてこの競馬が考えられているわけであります。第三といたしましてはきわめて優秀なスポーツでありますので、この意味において國民に健全な娛樂を與えるという三つの大きな目的のもとに立つてゐるわけであります。今回競馬法を提案いたしました理由はこの三つの目的

おいても競馬を何ゆえに盛大にしておつたかといえば——一般農家は射撃心得から、今のサラブレットの最高価格は三百七十万円もしておるものが出でております。従つて農家はまじめな産業に必要な馬をつくらずに、一攫千金的な形式の馬をつくろうという思想になることは当然であります。従いまして戦中には馬の鐵細胞弱方、軍馬

行爲以上の國家目的があるとは断ぜられないのです。また財源取得上必要だと言いますが、実際の収益は地方競馬において農林省の案でも大体二億円、公認においても十五億円程度であります。かくのごとき小さな財源のために國民道義を頽廃せしめ、あるいはまた勤労意欲を阻害し、正当なる労働による収入を忘却するような政策は間違っている。至つてこそ、まことに

午後四時三分休憩
午後四時二十分開議

会的道義的原則に反する競馬行為の種の競馬を國家があえて是認するばかりでなく、國家みずから行おうとするためには、この一般法理論の原則に従うことの不得ないより重要な高度の社会的必要性と目的がなければならぬ。

的を達成しようとしているものでありまして、いざれも從來の競馬におきましては、この三つの目的を達成してまいりますために、相当寄與してまいりますのであります。今後ますくこの目的が十分に達成せらるるよう

立派な馬ではない、農耕馬として利用されないものが國內に減らしておつた。そのためいろいろな立派な馬を講じておつたのであります。従いまして今度種馬統制法を廃除し、サラブレットとアラブの二重競争の競馬をやります。

の御答弁では、逆に競馬の必要性を証明するものでもないと思うのであります。大臣の御見解を承りたいと思います。

北二郎君より先刻提出されました委員長の不信任の動議は本人より撤回の申出がありました。——それでは委員長井上良治君と交代いたします。

ことは当然であります。特に現在のように著しく道義の頽廃している時代に、また労働意欲のはなはだしく低下しているわが國の現状においては、國民の全部が從前以上に勤労意欲を高揚せしめて、一日も早く經濟を再建しな

○田口委員 政府は今三つの目的のために競馬は賭博行爲であるが、より一般的には必要で、一般原則としては賭博行爲だけれども、それ以外にもつといたしてまいりたいと考えております。

ならば、日本に不要な馬だけをつく
り、ほんとうに必要な馬はできなくな
る。従つて馬の改良増殖振興に対しして
は、私は害があつても何らの益はないと思
い、と断言して差支えないと思想します。
また健全なる娛樂を國民に與えると言つ

す短所についていろいろ御指摘がございました。この短所は全然否定するわけにはいかないだろうと私は思つております。しかし今日日本の置かれております立場からいいましても、財政的に見ましても、また別の長所をもつてお

るのあります。また競馬が心身に及ぼします影響についても、これまた心配すればきりのないことであります。が、この程度のものが日本の人心攪乱の最も大きなものだとは考えておらぬのであります。また実際に必要であります馬匹の改良等につきましても、今御議論のような極端な結論は私どもはもつておらぬのでありますような大きさにいたしましても長所と短所とを対比いたしますならば、政府としてはさらばに本法でねらつておりますような大きな長所をねらいまして、本法による利益を國家的に得たいと考えております。

ならば、大臣なり政府委員から指摘していただきたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 競馬が馬産のため非常に弊害があるという点の御説明でございましたが、御指摘のように確かに弊害の面もあると思います。ただ御承知のように競馬はアラブの競馬にいたしましても、サラブレットの競馬にいたしましても、きわめて進んだ血液の原種の確保ができることになるのであります。サラブレットは單に競馬馬の生産だけではなくして、あらゆる馬の改良の基礎になつてまいる基本的な種でございます。サラブレットの優れたものが出てまいりますことによりまして、馬全体の改良ができると、いうふうにわれ／＼大ざっぱに考えておるわけでございます。

ただサラブレットなりアラブなりの競馬用の馬がいたずらに氾濫いたしまして、ほんとうに私どものねらつております競馬や農耕馬の生産が阻害されるようになりますと、日本は農業の建設からいいましてゆゆしい問題になりますので、その点につきましてはおのづから限度を設けてまいりましたで、競馬場の数を制限するとか、あるいは競馬の施行についてもそれ／＼馬産の改良方針にかならぬ回数だとか、施行の種類だとか、いろいろの点に制限を設けて馬産の奨励と相背弛しないように、馬事の振興を目的としておる一つの大きな眼目を失わないように競馬を施行してまいりまして、そうして競馬の大きな目的を失わないようにしてまいりたいと考えておる次第であります。

わけではありませんが、日本のこれからの産業用馬としてアラブを必要とする頭数は一休頭が適当だと政府委員は考えられるか。あるいはサラブレットは何頭を必要とするか、これは五箇年計画上あると思いますから説明していただきたいと思います。

○井上説明員 それでは便宜私から御説明申し上げます。現在の國の競馬の方から申しますと、大休現在競馬場に收容しております頭数は八百頭あります。その中でアラブとサラブレットの比率は、大休サラブレット四、アラブ六くらいの割合になつております。今田口譲賀のおつしやつた一番弊害があるといわれるサラブレット、アングロ・アラブは、大休公認競馬の関係であります。地方競馬の方は御承知のように一部はそれらのものもありますが、大休は地方の農馬であります。この方はしばらくおきまして、公認競馬だけについて申し上げます。

現在の馬産計画から申しますと、これらも御承知のように元原種になるものはきわめて少数でよいのであります。サラブレットなり、アングロ・アラブなりの再生産、それから一般馬の血液の改良のために必要な馬の頭数、これを合わせまして、一御承知のように馬は十年をもつて更新しているのであります。サラブレット全体の競馬場につないでありますと、その再生産と一般馬の血液更新のためには、一年間に大休種馬といたしまして二十頭ないし二十五頭おればよからうと思います。それを十年間に更新いたしますと、厳格に申

しますれば、一年に三頭も原種ができるが、これも御承知のように三頭を得るために非常にむだなことが必要なためには、非常にむだなことがあります。たゞ三頭を得るために数頭のものから選ばなければならぬ。嚴格な淘汰をやらなければ改良原種ができるないのであります。今お話のようにきわめて少數でありますが、少數にしてかつ貴重なものを得るために、現在の競走馬の頭数ではむしろ不足であるわけでもあります。それからこの際特に現在の情勢を申しますと、最近牧場の整備の問題が起りまして、日本の食糧増産のためには大きな牧場の必要は認められません。特に競走馬の生産という面につきましては許容せられないという現状でありますので、むしろサラブレットの生産——アングロ・アラブは小さくしてよろしくございますが、特にサラブレットの生産につきましては、壞滅的な打撃を受けているのであります。

○井上説明員　競馬と農馬、その他の関係から申しますと、たゞいま的確な数字を申し上げる材料は実は用意しておりませんが、戦争中におきまして、山砲駆馬を急速につくりますために、御承知のように重種系血液を非常に多くさん入れたのであります。北海道においてはほとんどそれでもよいのですけれども、内地においてはそのためには困つた農馬が相当できております。從いましてこの馬をもとの形に返す、七なわち産業並びに軍事上必要であるということから、一般方針に返することは非常に必要でござります。特に軍事上の必要ではございませんが、産業上でも必要から急速に軍事化した馬の形を、とにかく簡単に計画にどのように纏りこんであります。御答弁いたしたいと思いますが、ちょっと材料を持合わせませんので、明日でも御答弁いたしたいと思いますが、ただいま申しましたのは最小限度の頭数であることを繰返して申し上げます。

家としてはわざかに三頭きりしか要らないもののため、不必要がある馬まで

たくさんでき、しかもこの不必要な馬は競馬にも全然適していない。

競馬としても適していない。こういうもの

が日本に氾濫した場合におきまして

は、輸送面においても農耕用においても、一大障害を起します。競前は百五

十万頭の馬があつたのであります

が、現在は百万頭に減つております。そ

して五箇年計画によつて、一方では戦

前の水準にまで達しようとするが、一方では種馬統制法を撤廃し、自

由なる種付を行い、また競馬というよ

うな問題で、生産者を刺殺すると、何

十年來農林省がかかる、産業用馬増

産に努めておつたことが破壊されてしまふ。それでは將來ゆくらしい問題であ

ると思ひます。この競馬法においては、

これららの点を全然加味しておらないこ

とを非常に遺憾に思います。私は施行

方法などについても今局長が言われま

したように、こうした面に三頭きりし

かならない馬を得るために経費を使

い、射撃心をあおつてやるということ

は非常に遺憾であります。競馬開催

その他についていかなる手段でこれら

の弊害を抑制しようとするのか。光ほ

ど政府委員は会場の制限をすると言

ましたが、しかし戦前と公認競馬は同

数であり、また地方の競馬は戦前の倍

に殖えておるのであります。開催日数、

あるいは開催回数においても、四倍あ

ります。この競馬はただ單に馬の速さ

だけによつて勝ち負けをきめるという

考え方であります。従来われくが

考えた競馬はそうしたものではなく

て、積載能力あるいは競走能力を加

味した競馬をやつたのであります

が、政府は今後の競馬において、そうした

施行方法をとるかどうかを承りたいと

思います。

○**遠藤(三)政府委員** ただいま御指摘

の諸点はいろいろ私ども心配してお

つた点でありますけれども、現在とい

たしましては施行の回数、その他諸般

の制限をこの法案につけております程

度でやつてしまりますことが、最も適

当というふうに考えておる次第であり

ます。なお実際の競馬の施行につきま

しては、ただいまお話をようやく競走能

力あるいは速歩のような競走を入れ

まして、各種の馬の能力の検定をして

ます。なお実際の競馬の施行につきま

しては、ただいまお話をようやく競走能

力あるいは速歩のような競走を入れ

まして、各種の馬の能力の検定をして

ます。なお実際の競馬の施行につきま

しては、ただいまお話をようやく競走能

力あるいは速歩のような競走を入れ

まして、各種の馬の能力の検定をして

ます。なお実際の競馬の施行につきま

しては、ただいまお話をようやく競走能

力あるいは速歩のような競走を入れ

まして、各種の馬の能力の検定をして

ます。なお実際の競馬の施行につきま

しては、ただいまお話をようやく競走能

精神は少しも変つてしまいません。

○**田口委員** 次にお伺いしますが、從

つたのであります。終戦のときさくさ

て競馬の利益金は畜産振興に使われて

は認可した場合があります。しかしそ

の場合はおいて現行法においても原則

を受けてもう一箇所殖やせるというセ

として「簡所、あとは農林大臣の認可

を受けてもう一箇所殖やせる」というセ

として「簡所、あとは農林大臣の認可

かどろかを承りたいと思います。

○**遠藤(三)政府委員** 私ども畜産の関

係者といたしましては、まことにただ

いまの御質問はありがたくお聽きました

おづたのあります。しかしそれでも、國

であります。しかしそれでも、國

たように、競馬による収益は、わが國の農業の上における、先ほどお話をありましたような有畜農業という面から考えまして、そちらに使いたいことはもちろんあります。こういう点が開

議の了解を得、さらに関係方面の了承を得ますならば、私としてはその方針でもまいりたい、こう考えております。

○田口委員 次にお伺いしたいことは、利益金の用途は一般会計に全部はいつてしまうならば、何ゆえに特別会計にしたかを承りたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營競馬の機構につきましては、現在競馬会がやつております事業の全部を特別会計にすることを承りたいと思います。

○田口委員 次にお伺いしたいことは、利益金の用途は一般会計に全部はいつてしまうならば、何ゆえに特別会計にしたかを承りたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營競馬の機構につきましては、現在競馬会が

やつております事業の全部を特別会計にすることを承りたいと思います。

○田口委員 次にお伺いしたいことは、利益金の用途は一般会計に全部はいつてしまうならば、何ゆえに特別会計にしたかを承りたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營競馬の機構につきましては、現在競馬会が

やつております事業の全部を特別会計にすることを承りたいと思います。

○田口委員 次にお伺いしたいことは、利益金の用途は一般会計に全部はいつてしまうならば、何ゆえに特別会計にしたかを承りたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營競馬の機構につきましては、現在競馬会が

やつております事業の全部を特別会計にすることを承りたいと思います。

○田口委員 次にお伺いしたいことは、利益金の用途は一般会計に全部はいつてしまうならば、何ゆえに特別会計にしたかを承りたいと思います。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營競馬の二種類の競馬を認めた理由は、大体三思ります。

○遠藤(三)政府委員 國營競馬と地方競馬の二種類を認めた理由は、大体三思ります。

つあるのでござります。一つは性格的

に國が直接やるものと、地方廳の道府

縣がやるものとの、施行地帶の性格的

な区分が一つでございます。もう一つ

は競馬の本質的な問題になりますが、

もとより競馬は國營競馬、地方競馬と

いうふうに、あるいは甲、乙というふ

うにわくべきものではなくして、一本

でやるのが理想だと存じます。しかし

從來の沿革から言いまして、また今の

現状から言いまして、國營競馬の方で

走らせる馬と、地方競馬の方で走らせ

る馬とでは、非常に大きな差違がござ

ります。これを一本にしてしまいます

と、全体のレベルが上がればよろし

が、もし下つてしまふようなことにな

りますが、それが一方で走らせる馬と

走らせる馬とでは、非常に大きな差違がござ

ります。これを一本にしてしまいます

と、全体のレベルが上がればよろし

が、もし下つてしまふようなことにな

りますが、それが一方で走らせる馬と

はいろいろ御諮詢があると存じます。はいろいろ御諮詢があると存じます。ただしかし日本の現情から申しますと、地方競馬の現状と公認競馬の現状とを比較してみましても、地方競馬の方は御承知のようないわゆる暴力團と

いいますか、治安上非常に大きな問題

が続発しております。これには相当い

るいろな理由があるとは思いますけれ

ども、終戦後の混乱した状態から抜け

りまして、まだ日本の現状としま

しては、イギリスやアメリカでやつて

おりますような競馬の段階まで、一挙

に移ることはなかなか困難ではない

か。こういうようなことを考えたこ

とが一つ。それからもう一つは、先ほ

ども田口委員の御指摘のように、競馬

は刑法の賭博の特例として、國家がこ

れを認めるというような建前であります

が、これからあがる収益といふも

のは、ことなく、國家公共のために使

う。これがもう当然であるという建前

をも考慮まして、國道府縣等がその收

益をことなくとるという建前を考え

て、この國營、縣營の制度を考えたよ

うな次第でござります。

○田口委員 現在及び從来におきまし

て、この國營、縣營の制度を考えたよ

うな次第でござります。

○田口委員 そういたしますと、結局

も問題は、今回主催者團体の建前を

変えてまいります趣旨は、この團体が

が悪事を働いておるというようなこと

は、私は聞いておりません。もちろん

人の問題にもあると思いまするけれど

も、問題は、今回主催者團体の建前を

変えてまいります趣旨は、この團体が

は集中排除の精神に反するというよう

な方面からの考慮から出でるるのであ

りまして、團体そのものが性格的に懶

惰と見ておつたことは、私も認めま

す。しかしそれは主催團體が悪いので

はないのであつて、その主催團體が構

成する役職員なり、施行員なり、ある

いは競馬に全然關係のない者、第三者

が相當悪いことをしておつたと私は思

うのであります。ただ馬匹畜産組合は、

これは縣ごとにあります。しかもこれ

は公益團體であつて、私益團體ではな

いのであります。協同組合法の精神に則つて、排除する

ことになりましたので、これに代るべ

きものは当然農業協同組合が予定され

るわけであります。従つて公認競馬

の場合は、縣の畜産組合を主体とした

農業協同組合に施行権を與えても、一

歩したかつこうになつてまいります。

時に地方競馬の方はそれに統いて発展

いたしまして、あるレベルまでま

いりますが、それを当つた者に拂戻します。

同一のものにしていくといふ、大きな

目標をもつて進んでまいります。それまで

いりますが、競馬全體として非常に退

歩したかつこうになつてまいります。

同じく考えております。

○田口委員 競馬を國營とか、都道府

県營で開催しておる國は、現在では少

いが、あるいは地方公共團體營にしな

ければならないのか、承りたいと思

うふうに考えております。

○田口委員 させていまして、競馬

が、現在においてはソ連一つだけであ

ります。戰時以前の國体に引きもどすことは、

まだ日本競馬会が独立禁止にかかる團

体であるとしても、この團体は戰時中

にできた團体である。その以前におい

うのであります。そのため、これらの

團体が不徹底であつた。いわゆる政府の

責任も相当あつた、と私は思うのであ

りますが、もし主催者團体に欠陥があ

りますが、もとより政府の

責任も相当あつた、と私は思うのであ

りますが、もとより政府の

責任も相当あつた、と私は思うのであ

りますが、もとより政府の

責任も相当あつた、と私は思うのであ

りますが、もとより政府の

ことになります。

味をも加味されて、解散すべき團体といふものが決定されてまつたのであります。

なお第二の御質問の、協同組合に競馬を許したらどうかという点につきましては、もとより協同組合は個々の農家が自己の農地あるいは農業生産の手段によつて農業の生産をやり、それを販賣なり。あるいは購買なりして農民の利益を増進する團体であつて、こういふ團体は競馬のような企業をやるに適しないという關係方面からの強い意見もありまして、この團体に施行せざるといふ建前をとらなかつた次第であります。

○田口委員 公認競馬は實際國が直接施行團体としてやられることと思いますが、地方競馬においては、縣自体が實際に競馬を開催することは、事实上困難であるうと思ひます。特に大都市の近接府縣でありますならば、採算もとれるかも知れませんが、少し離れた府縣においては不可能であろう、かえつて赤字を出すのではないかとおそれるものであります。地方競馬の實際の施行者は、代行を認めるか。縣がだれかに委任して實際は開催させるような方法をとるのかどうかを承りたいと思ひます。

〔委員長退席、永井委員長代理著席〕

○遠藤(三)政府委員 地方競馬をやります場合に、縣が直當することはな

かなか困難だといふ御指摘であります

が、この点はごとも存じます。

従いまして實際やります場合には、そ

れぞれ從來の知識経験をもつておる者

を縣の担当者として縣に採用いたしまして、そのまま縣の職員としてやつて

いくという考え方でやつてまいりたいと思ひます。ただ最後にお尋ねのあります。

年間二十四日間であります。これで年間六日間でありますから、一

年間二十四日間であります。

○田口委員 代行を許さないといたし

ますと、現在地方競馬は年に四回で、

その日数は六日間でありますから、一

年間二十四日間であります。

○田口委員 代行を許さないといたし

ました代行の点につきましては、あくまでこれは直営であります。それで代行は許されないと存じます。

す。但しただいま御指摘のように一縣

までこれで直営であります。

馬をつくることを中心としての考え方

であります。馬政には種類

は向かない。どころがただいまは軍馬

は非常に不得策だと存じます。従つて

騎手など、あるいは

調教師といふものを二縣でことごとく

全国的にブロック的な自主的な團体を

つくりまして、騎手など、あるいは

関西なら関西、関東なら関東、さらに

経費がかかつてしまいまして、これ

は非常に不得策だと存じます。

そこで先ほど申し上げましたよ

ういう考えもつておらないかどうか

か。もしこれをあくまでもこのままで

いきますならば、相當縣においては開

催ができないと思いますが、でき得

ない縣と見込まれるところほどの程度

あるかを承りたいと思います。特に私

は馬産振興上、競馬が多少とも馬の必

要になるといふ馬の生産地帯において

は、かえつて競馬がなくなり、競馬の必

要のない大都會に競馬が集中する傾向

ができると思いますが、その点お伺い

したいと思います。

○遠藤(三)政府委員 従来の建前でま

いりますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。そうすれば各縣の採算

はだんくよくなつていくのじやない

か。こういうふうに考えております。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足なものよりも足の早い馬の方がいい

と、一層そういう傾向が盛んになるの

であります。特にサラブレットにつき

ておりました馬政計画のように、軍

馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足なものよりも足の早い馬の方がいい

と、一層そういう傾向が盛んになるの

であります。特にサラブレットにつき

ておりました馬政計画のように、軍

馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

○遠藤(三)政府委員 これまで御案内によ

りますと、馬券税及び馬券拂戻税等

が相当きつかつたものですから、採算

が得られない地方競馬がたくさんあります。

○田口委員 先ほどもちよつと触れた

方法をとつて、経費の節減をはがつ

てまいりたい。馬を中心とする馬政は必要がない。む

ろこの際は速力が相当早く、つまり

農業の方から申しますと、耕耘はおも

に速力によるものでありますから、重

足の馬の方がいいと存じます。

つと大きな目的は、何としてもわれが國の有畜一体の農業經營をする。ついては食糧確保ということが大きな問題である。いわゆる農家の經營を合理化するという面から見ても有畜一体の農業經營でなければならないということが一番大きな目的であると思われております。そういう点から見たときに、それが目的的のうちから落ちておるということは遺憾だと思うが、この点についてどんなふうにお考えですか。

○遠藤政府委員 有畜一体のことと競馬の目的にしたらどうかということですか。

○坪井委員 競馬奨励ということで取入れたらどうかというのです。

○遠藤政府委員 その点は競馬の奨励としてありますことをこの法案にはあまり明示してはいませんけれども、心持としましては畜産を奨励するという大きな目標のもとに立つておるのでありますから、御了承願いたいと思います。

○坪井委員 ついては今まで公認競馬、あるいは地方競馬ということでやつてまいりましたが、それは一部特定人のいわゆる娛樂であり、なおまた一般最下部の農民の娛樂というようなことはあまりございません公認競馬、地方競馬の特質から見てあてはまらないのではないか。むしろもつと競馬と言わされたような、各地区ごとに小さなほんとうの農耕馬の競馬が必要じやないか。こう私は考えておりますので、むしろそうしたものについては、相当國なり、縣なりが監督して、そうしてこれららの奨励をしていくことが、私は最も適宜に適した施策ではないか。なほまた農村人の娛樂という点は申すに及ばず、農民が常に公認競馬、

地方競馬に行つて、十二分に娛樂ができた。きるということは今までできなかつたのであつて、結局特定人だけに止まつておつたが、この範囲を拡大したらどうか。なおまた過去においては、一箇所か二箇所各府縣に地方競馬が認められた。それが人口二百四十万もある縣であります。必ずや地方競馬をつくります。それでも、なおまた今度の改正によつて縣營の競馬にいたしましても、收支は必ず償うと思う。三箇所四箇所になつても償うと思う。しかるにそういう希望のあるところをやらずして、今まで六十三もありましたか、わずかに收支の償うものは十三か十四だと言われるようなものをおかないでこういうものは整理統合して結局收支の償うような方向に、適地に増設するということにしていくことが最も民主的方法ではないか。これをわざと抑制しておるといふ理由をお伺いいたしたいと思います。各縣必ず人口は一定であります。各縣必ず人口は一定であります。馬の頭数その他の事情は一定でありません。どうしても私は人口の比率、馬の頭数、なおまた縣の要望といふものにこたえて、縣營等における競馬を廃やすることが最も機宜に適した施策だと思いますが、その点をお伺いいたします。

るのでありますから、農村で大いにやることにして結構だと思います。ただそれで、これに馬券を賣るということになつてまいりますと、いろいろな弊害が出てまいります。取締りの問題等もありますので、馬券を賣る競馬については、ある程度の限界を設けなければ、弊害に耐えないような結果になるのではないかと考えるのであります。特に先ほどからも田口委員から御質問を受けたわけでありますけれども、そうおつたわけではござれども、競馬場が殖えてくれば到るところにナラブレットばかりが出て、日本の産馬がめちやくになつてしまふのではなかろうか。こういう心配も一方にありますので、この辺がもよほど適当なところだらうというようなことで、各県二箇所、北海道六箇所と、一ことで抑えておるような現状でござります。

假一隻也沒有被發現

卷之三

一